

ひかくほう

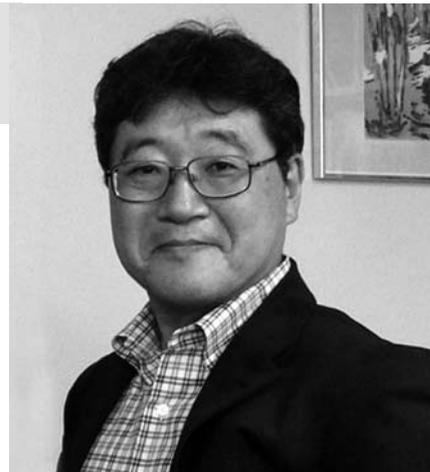
News
Letter

第54号

発行所/日本比較法研究所 〒192-0393 東京都八王子市東中野742-1 中央大学内 ☎042-674-3302

再任のご挨拶

日本比較法研究所 所長
伊藤 壽 英



はじめに

このたび、まったくもって思い掛けず、所長再任を拝命しました。この3年、所員のみなさまから多大なご協力を得ながら、研究所の運営に注力してまいりました。力及ばず、いろいろご迷惑をおかけすることも多々あったと思いますが、今後3年間、あらためていっそうの戮力を衷心よりお願いする次第です。

この3年を振り返って

この3年、共同研究グループを中心とした、継続的な研究活動を実施してきましたが、これと並行して当研究所主催の大きなイベントがありました。ざっと振り返ってみると、2014年10月に、日本弁護士連合会とケルン大学弁護士法研究所と共催した「リーガルマーケットの展開と弁護士の職業像」シンポジウム、2015年10月に独日法律家協会と開催した「裁判員裁判に関する日独比較法の検討」シンポジウム、そして2016年12月に当研究所主管の中央大学学術シンポジウム「法化社会のグローバル化と理論的実務的対応」がありました。いずれも豊かな比較法研究成果が得られ、その成果を社会に還元するという当研究所の使命を存分に発揮したものと自負しております。そのなかで、今後の比較法研究にとって重要と思われる知見を紹介したいと思います。

グローバル化と比較法研究

まず、法のグローバル化と比較法研究の関係について、北村一郎・比較法学会理事長が鳴らされた警鐘を紹介しないわけにはいきません。2016年度学術シンポジウムの基調講演の中で、法のグローバル化を、一定の法モデルの優越性・有用性の拡張、他モデルに対する強制または攻撃の現象として理解すると、そのような強制によって、ある国の歴史的個性を真っ向から否定することとなって、比較法自体を否定する、と指摘されています。さらに、社会から自生的に発展してきた法秩序と相容れない統一法を強制されることに意味はなく、違うなら、どうして違うのかを研究することが「普遍的な好奇心」であるというモンテスキューの言葉を引用されています（詳しくは、中央大学学術シンポジウム研究叢書11『法化社会のグローバル化と理論的実務的対応』中央大学出版部、2017年を参照）。

このことは、世紀の変わり目に、経済のグローバル化と法のグローバル化を同視して、アメリカ法の優位を喧伝した事象を想起させます。平成14年度経済財政白書は、「日本的コーポレート・ガバナンス」の脆弱性を指摘し、株主利益最大化を標榜する「アメリカ型コーポレート・ガバナンス」への改革が、バブル崩壊後の日本経済再建の道であると主張していました。その背景には、資本主義国のコーポレート・ガバナンスは株主主権型（＝アメリカ型）に収斂するという理論があったことは否定できません。しかし、「社外取締役

役」の導入をめぐる議論に象徴されるように、各国の経営者支配・株式保有構造の相違は、依然として、アメリカ型と異なる方向を示しているといえます。そのような違いがなぜ生ずるかという普遍的な好奇心を持たずに、株主利益最大化のために社外取締役が必要であるという理由のみで、一定のモデルを強制するのは、「比較法の死」であるかもしれません。

次に、法化社会の複雑な進展は、法のグローバル化の現象とも重なります。そこで生ずる様々な紛争の解決には、これまでと異なる専門的な知見が必要となり、訴訟による紛争解決および裁判外の紛争解決の両方において、新たな紛争解決手段を「創造する」必要に迫られます。グローバルな企業活動においては、取引費用増大を回避するために、有効に機能する紛争解決制度の統一的な整備を要求することになります。それを象徴するのが、世界銀行の Doing Business 白書であり、北村理事長は、この比較法研究の「商業化」を強く批判されています。たしかに、グローバルな企業活動にリーガル・サービスを提供する実務家には、このような経済的視点が必要であることは否定できません。しかし、各国の自生的な法秩序と統一モデルの相克が深刻な問題を生ずることもまた、歴史が証明しています。そのような相克をいち早く感得するのが、法律実務家ではないでしょうか。国内の案件であっても渉外的な要素を含んでいるのは、いまや珍しくもないでしょう。そのときに、言葉が分からない、外国法は知らない、といったネガティブな反応はさておき、クライアントのためになんとかしたいと考えるのが通例でしょう。その場合、参照すべきは” Doing Business”ではなく、比較法的知見にもとづく法の正義であり、その実現こそが、法のグローバル化における「法の支配」につながるのではないのでしょうか。われわれの比較法研究は、クライアントの利益と法のグローバル化の相克に身を置かざるを得ない法律実務家に理論的基盤を提供するものと位置づけることも可能であります。むしろ、そのような、実務における相克こそが比較法研究のインセンティブをもたらすといっても過言ではありません。2016年度学術シンポジウムにおいて「理論的実務的対応」というタイトルを付したのは、理論と実務を融合して、グローバルな法の支配を目指すために協働していく必要があることも示しております。

これからの課題

これからの3年も、比較法研究成果を広く社会に還元し、もって世界平和に貢献するという当研究所の使命に邁進することはいうまでもありません。とくに、当研究所は2018年に設立70周年を迎え、さらなる発展を目指さなければなりません。ここでは以下の二点を強調したいと思います。

まず、当研究所設立70周年記念シンポジウムでは、「アジア法」に焦点を当て、アジアの研究者の基調報告に対し、それぞれ大陸法・英米法・日本法の視点から議論する予定です。周知のように、「アジア」「アジア法」という概念は多様な意義を有しており、そもそも対象としてどのように把握すべきか、についていろいろな方法論があることは否定できません。継受した法系（大陸法か英米法か）の分析を中心とし、あるいは、アジア的価値や法文化を強調する見解もあります。法のグローバル化の文脈で、法系の違いを強調することが有意義かどうかについては、結論を留保しますが、法文化の多様性と統一化への要請の狭間で、多様性を尊重しつつ、共通理解・共通認識がどこまで可能であるのか、まずは議論してみないと始まらない、という思いがあります。このような研究協力関係の構築と継続的な活動が、比較法研究の新たな発展につながることを祈念しています。

次に、本学を取り巻く環境の変化であります。法学系においても、学部・大学院と法科大学院のキャンパスの懸隔がいろいろ支障を来していることはいうまでもありません。また、都心展開構想が大きな話題となっていますが、具体的実施については、なお不明な点があります。このような状況において、所員が研究に向けるエネルギーが減少しており、比較法研究の基盤が縮小していくのではないかと懸念を払拭することはできません。とくに若い世代の研究環境悪化への対応は喫緊の課題であります。他方で、都心キャンパスのロケーションからは、法のグローバル化の息吹にアクセスすることが容易になることは間違いありません。とくに法律実務からの問題提起にダイレクトに接することは、われわれの比較法研究の発展にとって大きなインパクトになることが期待されます。

以上のとおり、当研究所における比較法研究基盤の確保が大学全体としての知的資産と社会還元の増大につながることを、今後もアピールしていきたいと存じます。

日本比較法研究所設立70周年記念シンポジウム

グローバル化を超えて —アジア・太平洋地域における比較法研究の将来—

日本比較法研究所は、2018年に設立70周年を迎えます。第二次大戦の惨禍も冷めやらぬ1948年、日本だけではなく、アジア・太平洋地域で初めての比較法研究機関として設立されました。初代所長の杉山直治郎博士が提唱された、比較法研究を通じて世界平和に貢献するとのミッションは、爾来綿々と受け継がれ、その成果を広く社会に還元してきました。

アジア・太平洋地域は、世界で唯一の経済成長セクターであるばかりでなく、今後のグローバルな発展にも主導的な役割を果たすことが期待されている一方で、アジアの多様性は、時として、いろいろな軋轢を生み、成長に対する阻害要因となるとの懸念があります。アジアにおける多様性を尊重しつつ、国際的な調和と「法の支配」を確立するには、アジアからの問題提起と、大陸法・英米法・日本法からの示唆を踏まえた比較法研究の共通基盤を確立することが必要と考えます。

70周年を記念するシンポジウムとして、当研究所は、憲法・契約法・コーポレートガバナンス・サイバー犯罪の4つの主要な法領域を選び、本学および当研究所と縁の深い各国研究者にご協力いただいて、現在の比較法的課題を議論するシンポジウムを開催します。

<報告者紹介>

Albert Chen 香港大学教授

1996年から2002年法学部長。憲法、行政法、法理論、中国法の専門家で、中国全人代常務委員会の香港基本法問題検討委員会のメンバーでもある。『Constitutionalism in Asia in the early twenty-first century (21世紀アジアにおける立憲主義)』の編著者として、広くアジアに目を向け、ベトナム憲法改正のアドバイザーを務めている。

Say H. Goo 香港大学教授

1998年に設立された香港大学アジア国際金融法研究所の初代所長。香港会社法改正常設検討委員会メンバー、香港会社秘書役協会や香港証券・先物取引委員会の審議会委員を務め、世界銀行が主催する「コーポレート・ガバナンスと人権」シンポジウムに、香港代表として参加している。

Michael Bridge シンガポール国立大学教授

ロンドンスクールオブエコノミクス (LSE) の Executive Dean を務めた後、シンガポール国立大学で教鞭を執る。国際売買条約 (CISG) 研究の第一人者であり、国際取引法分野で世界的に著名である。シンガポール政府の法律アドバイザーも務める。

Simon Bronitt クイーンズランド大学教授・オーストラリア国立大学客員教授

オーストラリア国立大学ヨーロッパ研究所所長、同軍事法研究所長を経て、グリフィス大学に設置された政府学術支援特別研究拠点 (Center of Excellence) 「警察活動と治安維持」研究所所長。2014年からクイーンズランド大学研究担当副学部長。国際刑事政策研究の第一人者で、最近では、アジアにおける腐敗防止法の広範な研究に従事している。

日本比較法研究所設立70周年記念シンポジウム

グローバル化を超えて —アジア・太平洋地域における比較法研究の将来—

日 時：2018年11月24日(土) 10:00~16:00 会 場：中央大学駿河台記念館 (予定)

<プログラム>

10:00~10:30 開会式

10:30~11:20 アジアの立憲主義

- [報 告] Albert Chen 香港大学教授
[コメンテーター] Tom Ginsburg シカゴ大学教授 (文書参加)
[コメンテーター] Dirk Ehlers ミュンスター大学名誉教授 (文書参加)
[コメンテーター] Henning Glaser タマサート大学講師・CPG 所長 (文書参加)
[コメンテーター] 安念 潤司 中央大学法科大学院教授
[司 会] 佐藤 信行 中央大学法科大学院教授

11:30~12:20 コーポレート・ガバナンスの多様性

- [報 告] Say H. Goo 香港大学教授
[コメンテーター] Charles Whitehead コーネル大学教授 (文書参加)
[コメンテーター] Harald Baum マックス・プランク研究所教授 (文書参加)
[コメンテーター] 野田 博 中央大学法学部教授
[司 会] 伊藤 壽英 中央大学法科大学院教授

14:00~14:50 契約法理のグローバル化

- [報 告] Michael Bridge シンガポール国立大学教授
[コメンテーター] Frank Chiang フォードム大学教授 (文書参加)
[コメンテーター] Karl Risenhuber ボッフム大学教授 (文書参加)
[コメンテーター] 笠井 修 中央大学法科大学院教授
[司 会] 北井 辰弥 中央大学法学部教授

15:00~15:50 グローバル化とサイバー犯罪

- [報 告] Simon Bronitt クイーンズランド大学教授
[コメンテーター] Thomas Holt ミシガン州立大学教授 (文書参加)
[コメンテーター] Arndt Sinn オスナブリュック大学教授 (文書参加)
[コメンテーター] 堤 和通 中央大学総合政策学部教授
[司 会] 柳川 重規 中央大学法学部教授

15:50~16:00 閉会式

※最新情報は日本比較法研究所のウェブサイトに掲載しますのでご確認ください

広く学内外の方のご参加を歓迎いたします。

シンポジウムの成果は、報告、コメントを基に、2019年度に出版を予定しています。

大学街テュービンゲン

日本比較法研究所 所員 森 光



2014年4月から2016年3月まで、私はドイツのテュービンゲン大学で在外研究をおくらせていただきました。テュービンゲン (Tübingen) という都市は、ドイツの南西部に位置するバーテンヴルテンヴルク州 (Baden-Württemberg) の中にあり、その近くにはメルセデス・ベンツの本拠地で有名なシュトゥットガルト (Stuttgart) があります。このドイツ有数の大都市から電車で約1時間の場所に位置するテュービンゲンは、人口数万人の小さな街にすぎません。

ここには1477年に創立された大学があります。ドイツ人の口にする戯言に、「ミュンヘンの中には大学があるが、テュービンゲンは大学そのものだ」というものがありますが、全くその通りでして、この街は、大学とその関連施設だけで成り立っているといっても過言ではありません。そのため、一般的な若者が好むような施設はほとんど皆無であり、ここにいる限り、勉強をするより他に娯楽はないという最高に恵まれた環境で二年をおくらせていただきました。

日本からドイツにいくと時差ボケで超朝方生活になるものです。滞在中は、この作用を利用して早



ネッカー川からテュービンゲン旧市街を臨む

朝に起きて家でしばらくローマ法源の解読に取り組み、9時すぎごろに大学の研究室へ行って、講義やゼミに参加して時間を過ごし、夕方になると街を散歩しつつ思索にふけていました。こういう生活をおくっていると、特に意識することもなく、テュービンゲンという街の歴史が頭にはいつてきます。

この街の旧市街の中心には大きな古い教会があります。そこに併設する形で1477年に神学部・医学部・法学部が設置されました。この3学部設置がテュービンゲンという大学街の起源です。テュービンゲンの旧市街は、南北も東西も数百メートルしかない小さな街ですが、その後300年ほど、大学はこの旧市街の中にとどまっていた。19世紀になると、ヨーロッパ各地で数多くの大学が新設されることになり、その波にのる形でテュービンゲン大学も拡大がはかられます。しかし、手狭な旧市街にはそのスペースがなかったためでしょう、旧市街のすぐ外に堂々とした新講堂 (ノイエ・アウラ) が建設され、主として法学部の利用に供されました。またその周辺に医学部関連の施設がつけられます。神学部は、そのまま旧市街に残されました。20世紀になると、大学の施設はさらに拡大していきます。テュービンゲンの旧市街の北側には丘がそそりたっているのですが、大学の施設がどんどんこの丘をのぼっていく形で増えていきます。丘の中腹あたりには、大型の大学病院や先進的な研究所がたてられ、頂上付近になると、理学・工学関係のキャンパスが広がっています。また世界中の植物を集めた植物園もこのあたりにあります。

こうしたテュービンゲンという大学街を散策していると、この街は、さながら大学の歴史そのもののようにみえてきます。この都市の中心をなす旧市街には神学部があり、そのすぐ外側には法学部・医学部、そしてその北側には19世紀に発達する自然科学系の学部がおかれています。つまり、古いものが中心に、そして新しいものがその周辺におかれているわけです。新しい学問が古い学問にとってかわったり、押しよせたりするのではなく、古いものを核としつつ、新たな学問が付け加わっていく様子がよくわかります。

日本に西洋型の学問が入ってくるのは江戸時代の



テュービンゲン大学新講堂 (ノイエ・アウラ)

蘭学を嚆矢としますが、本格的にはやはり19世紀の中葉以降のこととあってよいでしょう。この時期、いろいろな学問がほぼ同時に日本に入ってきますが、ちょうどその頃、威勢がよかったのが自然科学系の学問、すなわち自然科学ないしは科学であったわけです。その勢いは周知の通り、20世紀に入ってもとどまるどころを知りません。こうした勢いによる形で、法学は、自然科学系の学問になんとなく負い目を感じているように見受けられます。そして、自然科学こそが学問の典型であるとその軍門に降った上で、法学もまた科学化されねばならない、こういう主張も時になされています。こうした主張をする人の中には、科学化を果たせないと、法学は神学と同じ意味においてのみしか学問たりえないという人もいます。しかし、15世紀から続く学問伝統を体現するテュービンゲンの街にいと、こういうものの捉え方は的外れであり、法学という学問は、自然科学とは異なる学問伝統があるということを再確認させてくれます。

さて、私は、受け入れたフィンケナウアー教授 (Prof. T. Finkenauer) のご厚意により、上記のノイエ・アウラの3階の一部屋を作業スペースとして使わせてもらいました。新講堂には法学部図書館が入っているのですが、その中の3室がローマ法関連文献のみを集めた部屋になっていました。比較法研究所の事務室と共同研究室をあわせたくらいの空間がローマ法のためだけに使われています。ドイツに数ある大学法学部の中で、こうしたローマ法資料室をもつのは、テュービンゲンの他にはミュンヘンやボンのみとのこと。

この資料室では、ローマ法のゼミナールも開催されていました。二年目の夏学期にはこのゼミナールにも参加させてもらうことができました。その時のテーマは地役権。これまたフィンケナウアー教授のご厚意により私の関心領域からこのテーマを選んで

くれました。学生には当初、一括してラテン語の史料がわたされ、毎回2つから3つの法文を読み議論をするという形で授業は進んでいきます。参加している学生は、日本風にいうと二年次、三年次の学生で、法学入門、ローマ法の講義は受講している学生たちが対象でした。大体の学生は、大学入学前にギムナジウムでラテン語は学習しているとのことでしたが、ラテン語をスラスラ読めるというには程遠いところでした。しかし、何とか原文にかじりつきつつ意味をとり、積極的に議論に参加していました。このゼミナールの単位を取得するためには、レポートを書き、報告をすることが必要とのこと、数回に1回は学生報告の時間にあてられていました。重要なローマ法史料はほぼすべてが独訳されていること、最新の研究をふまえた概説書が多数完備していることが大きいのだと思いますが、それなりに史料を読み込み理解していたようです。

ゼミナールに参加している学生たちと話をしていると、ローマ法という科目に意外にすんなり入り込んでいるなど感じさせられました。日本でのローマ法講義では、なぜローマ法を学ぶ必要があるかについてかなり多くの言葉を費やさねばなりません。そしてその労力にもかかわらず、なかなか関心をもってくれないのが実状です。ところがテュービンゲンの学生にとっては、彼らが今学んでいる現在の民法の裏にローマ法があることは直感的に理解できるようです。しかし考えてみればそれも当然なのかもしれません。テュービンゲンはいまでもこそドイツですが、プロイセンが台頭するまではオーストリアの、つまり神聖ローマ帝国の勢力下にありました。また、古代のローマ帝国にあっても、少なくともその全盛期にあつてはローマ帝国の内側にありました。しかし、テュービンゲンという街に住んでいると、こういう政治史を知らなくとも、街全体が人間知性の歴史的経験の偉大さを教えてくれるのではないのでしょうか。



大学の旧図書館

所員会の開催について

2017年10月27日(金)に、第27期第5回所員会が開催され、任期満了に伴う所長、商議員の選挙が実施されたほか、2018年度事業計画、規程改正、70周年記念事業の実施、外国人研究者の受入等について審議されました。

第28期商議員について

日本比較法研究所の予算・管理運営を担う商議員会は、職務上商議員である所長、法学部長、事務局長と、2017年11月16日から2019年11月15日までの2年間を任期とする所員会互選商議員8名から構成されます。11月24日に第1回商議員会が開催され、互選商議員から、担当ごとに日常の運営業務にあたる5名の常任幹事が選出されました。

第28期商議員会のメンバーは以下のとおりです。

(職務上商議員)

所長 伊藤壽英 (法科大学院教授)
 法学部長 星野智 (法学部教授)
 事務局長 眞島和己 (総務部部长)

※規程改正により、2018年度から、職務上商議員として法務研究科長が加わる予定です。

(所員会互選委員) ○は常任幹事 ※は担当業務

- 北井辰弥 (法学部教授) ※国際協力部
- 古積健三郎 (法科大学院教授) ※研究連絡部
小宮靖毅 (法学部教授)
- 佐藤信行 (法科大学院教授) ※NL、70周年企画
鈴木博人 (法学部教授)
西海真樹 (法学部教授)
- 曲田 統 (法学部教授) ※雑誌部
- 森 光 (法学部教授) ※資料部

最近の講演会等

▽ PD Dr. Karin Schulze Buschoff (カリン・シュルツェ・ブショフ博士) ドイツ経済・社会学研究所 (WSI)

9月26日(火)「ヨーロッパにおける新たな自営業者—労働・社会政策的規制の各国比較とEUレベルでの規制」

▽ Prof. Dr. Henning Rosenau (ヘニング・ローゼナウ教授) ハレ大学

10月24日(火)「臨死介助・自殺幫助に関する近時の動向—ドイツ刑法(新)217条を巡る論争」

▽ Associate Prof. Peter Rush (ピーター・ラッシュ准教授) メルボルン大学ロースクール

10月27日(金)「裁判所の建築様式と開かれた司法—オーストラリア、日本及び国際刑事法廷」

10月31日(火)「取調べにおける録音・録画：オーストラリアと日本の場合」

▽ Prof. Dr. Volker Lipp (フォルカー・リップ教授) ゲオルク・アウグスト大学 (ゲッティンゲン大学)



11月11日(土)「ドイツ扶養法の根拠」、11月13日(月)講義「ドイツ家族法の基本原理」、11月30日(木)セミナー「生命倫理と法—死ぬ権利について」

▽ Prof. Luke Nottage (ルーク・ノテージ教授) シドニー大学ロースクール

11月28日(火)「アジアにおける国際投資協定と仲裁」

▽ Prof. Christopher Kuner (クリストファー・クナー教授) ブリュッセル自由大学

11月29日(水)スタッフセミナー「EU データ保護規則とAI社会」

日本比較法研究所研究基金 募金のお願い

この募金は、本研究所の研究活動を支援するために創設された「日本比較法研究所研究基金」の充実をはかることを目的とし、寄付金を納入された方は「比較法雑誌誌友」としてお名前を登録させていただきます。寄付金額は1口3万円(毎会計年度お振り込み)です。

ご寄付をいただいた皆様には、学校法人中央大学より寄付金領収書及び免税証明書(特定公益増進法人証明書)が送付されます。また、本研究所が発行する当該年度の機関紙『比較法雑誌』及び叢書若干冊の送付のほか、本研究所が主催するシンポジウム等のご案内をいたします。

当研究所の事業・活動について、深くご理解とご賛同をいただき、ご支援賜りますよう切にお願い申し上げます。募金方法については、日本比較法研究所事務室までご連絡ください。専用の振込用紙をお送りいたします。また、ウェブサイトの「日本比較法研究所研究基金」のページにインターネットによる募金の案内を掲載しております。

なお、現在「誌友」の先生方には、継続寄付のお願いをお送りしております。引き続き暖かいご支援をお願い申し上げます。

日本比較法研究所 ウェブサイトのご紹介

日本比較法研究所は、1997年にウェブサイトを開設し、インターネットでの情報発信を進めてきました。大学トップページの「研究」から右のホームページにリンクしています。このたび、中央大学法曹会のウェブサイトにもリンクを設けていただきました。

新着ニュースには、お知らせや、資料刊行などを掲載しています。イベントでは講演会、シンポジウム開催のお知らせを掲載しています。

最近の講演会お知らせの例はこちらです。

2017年11月30日(木) 16:30~18:30市ヶ谷田町キャンパス 15階 大会議室
 講師：フォルカー・リップ教授 (ゲッティンゲン大学)
 テーマ：「生命倫理と法-死ぬ権利について」
 言語：ドイツ語 (通訳あり)
 申込：参加ご希望の方はこちらのページで2017年11月28日(火)までにお申し込みください。なお、「参加日時」には「20171130」、「企画名」には「生命倫理と法」とご入力ください。
 ★皆様のご参加をお待ちしております★

Lecturer: Prof. Volker Lipp (Georg-August-Universität Göttingen)
 Theme: "Recht und Ethik – Das Recht auf den eigenen Tod"
 Date: 30 November, 16:30~18:30
 Venue: Ichigaya Tamachi Campus, 15F Meeting room
 Language: German, Japanese (trans.)
 Attendance: Please register by E-mail as written below.
 E-mail: hikakuhouefm@tamajs.chuo-u.ac.jp
 Subject: 20171130 Volker Lipp
 Registration information: Name, Affiliation, Title



講演会は公開で、学内・学外を問わず、また、テーマに関心のある一般の方の参加も歓迎しております。講演会によっては、事前の申し込みが必要です。上記の例でいうと「こちらのページ」のところに、ウェブ

上の参加申し込みフォームへのリンクがあります。研究所紹介では1948年の創設からこれまでの沿革、歴代所長、組織図、日本比較法研究所研究基金についてご案内しています。研究活動には、現在38を数える共同研究グループの一覧(各共同研究の「研究の目的」や、過年度の活動報告もご覧いただけます)、国際交流の記録、これまでに開催したシンポジウムの記録を掲載しています。刊行物には、1951年創刊の比較法雑誌、研究叢書、翻訳叢書、その他(記念論文集など)のご案内があり、本誌「NewsLetter ひかくほう」のバックナンバー(PDF)も公開しております。書庫利用・所蔵資料では、利用案内、新着資料のお知らせなどのほか、当研究所の誇る、初代所長杉山直治郎博士の蔵書、名誉顧問ヘルムート・コーイング教授の文庫、記念論文集などのコレクションも紹介されています。ぜひご覧くださいませようご案内いたします。

新刊図書ご紹介

中央大学学術シンポジウム研究叢書11

伊藤壽英編『法化社会のグローバル化と理論的実務的対応』

2014年から研究活動を開始し、2016年12月17日、最終発表を行った第26回中央大学学術シンポジウム「法化社会のグローバル化と理論的実務的対応」の成果として刊行された本書は、巻頭で「現代における比較法の諸問題」と題する法理論的な問題提起をおこなったのち、フランスとアメリカ合衆国の裁判所における裁判規範の国際的平準化、サイバースペースにおける刑事規制、グローバルな環境規制、終末医療をめぐる生命倫理問題、Fintechなどの革新的金融サービスやビットコインなどの仮想通貨、リーガルサービスのグローバル化といった最先端の法律問題を取り上げている。

[2017年11月10日刊行、定価：本体4,000円]

編集後記

所長・商議員の新任期最初のニューズレター54号では、伊藤壽英所長の再任のご挨拶、来2018年の設立70周年記念シンポジウム紹介など、当研究所の活

動に関する情報を多く掲載した。また、森光所員には、チュービンゲン在外研究記で、モノクロの紙面に鮮やかな比較法の彩りを加えていただいた。

研究所と関係各位を繋ぐ当ニューズレターを、今期も引き続き宜しく願いいたします。(佐藤記)